

D211 トレッドミルによる負荷心肺機能検査、 サイクルエルゴメーターによる心肺機能検査

D211 トレッドミルによる負荷心肺機能検査、サイクルエルゴメーターによる心肺機能検査	1,600 点
---	---------

「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」（令和6年3月5日 厚生労働省告示第57号）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

（令和6年3月5日 保医発0305第4号）

告示	通知
<p>注1 負荷の回数又は種類にかかわらず所定点数により算定する。</p> <p>注2 区分番号 D200 に掲げるスパイログラフィー等検査又は区分番号 D208 に掲げる心電図検査であって、同一の患者につき当該検査と同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。</p> <p>注3 運動療法における運動処方作成、心・肺疾患の病態や重症度の判定、治療方針の決定又は治療効果の判定を目的として連続呼気ガス分析を行った場合には、連続呼気ガス分析加算として、520点を所定点数に加算する。</p>	<p>(1) トレッドミルによる負荷心肺機能検査、サイクルエルゴメーターによる心肺機能検査には、この検査を行うために一連として実施された「D208」心電図検査、「D200」スパイログラフィー等検査を含むものであり、負荷の種類及び回数にかかわらず、所定点数により算定する。</p> <p>(2) 呼吸器疾患に対して施行された場合にも、所定点数を算定できる。</p>

ラジオアイソトープを用いた諸検査

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和6年3月5日 厚生労働省告示第57号）

告示	通知
<p>通則</p> <p>区分番号 D292 及び D293 に掲げるラジオアイソトープを用いた諸検査については、各区分の所定点数及び区分番号 D294 に掲げるラジオアイソトープ検査判断料の所定点数を合算した点数により算定する。</p>	